

## 1. パブリックコメントの実施結果と意見の反映内容について

八潮市地域防災計画の見直しにあたって、広く市民の意見を本計画に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施概要及び結果は次のとおりです。

### 1.1 実施概要

	実施概要
実施期間	令和元年 11 月 6 日～12 月 5 日（30 日間）
対象者	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤パブリックコメント手続きに係る計画案等に利害関係を有する者
意見提出方法	①郵便 ②ファクシミリ ③電子メール ④担当課が指定する場所への持参（文書又は電磁的記録に限る）
閲覧場所	①市役所（840 情報資料コーナー、危機管理防災課） ②駅前出張所 ③八幡図書館 ④八条図書館 ⑤資料館 ⑥ゆまにて ⑦文化スポーツセンター ⑧エイトアリーナ ⑨保健センター ⑩メセナ ⑪やしお生涯学習館 ⑫寿楽荘 ⑬すえひろ荘 ⑭市のホームページ

### 1.2 実施結果

#### (1) 意見提出者及び件数

提出者数:1人 意見件数:4件

(2) 意見と市の考え方

反映区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）もの

B：既に案で対応済みのもの

C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの

No	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	震災対策編 p.22 風水害対策編 p.21	指定公共機関における「日本赤十字埼玉県支部」について「業務又は業務の大綱」の欄に「災害時におけるボランティア活動の支援に関すること」を追記してもらいたい。	八潮市地域防災計画に記載の「指定公共機関の事務又は業務の大綱」は、上位計画である埼玉県地域防災計画の記載になっています。 日本赤十字社のボランティア活動については、既に八潮市地域防災計画に記載している「地方公共団体以外の団体又は個人がする協力」、「赤十字奉仕団」がボランティア活動を支援することを指していますので、既に案で対応済みです。  (計画の記載箇所) 総則 第3節 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 日本赤十字社埼玉県支部（八潮市地区）の事務又は業務の大綱 2. 救助に関し <u>地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと</u> 3. <u>赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団</u> の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること	B
2	風水害対策編 p.35	非常電源の確保について、自家発電設備は、地下や浸水しやすい1F以下ではなく、2F以上の場所に移設すべきである。	非常電源の確保については、次の箇所に記載しました。 (計画の記載箇所) 風水害対策編 第2部 風水害予防計画 第1節 防災体制整備計画 2.2 防災拠点施設の整備 1 災害対策本部室の整備 (3) 非常電源の確保 停電に備えて、平時から自家発電設備の点検整備を行う。 <u>また、浸水想定を考慮し、浸水対策に努めるものとする。</u>	A

No	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
3	震災対策編 p.87 風水害対策編 p.80	市民の備蓄の目標数量が3日分となっているが、少なすぎると感じる。 帰宅困難者を支援するケースも想定すれば2週間分を確保すべきである。	備蓄の目標数量については、上位計画である埼玉県地域防災計画が定める数量（県で1.5日分、市で1.5日分、市民が3日分）になっています。 「広報やしお」などにおける啓発時におきましては、長期避難も想定し、7日分の備蓄を推奨するなど、無理のない範囲でなるべく多くの備蓄をお願いしています。 帰宅困難者につきましては、埼玉県地域防災計画では、県が1日分の備蓄をすると定められておりますが、市でも、食料、飲料水の備蓄を進めています。	C
4	震災対策編 p.295	市民等の取るべき措置基準について、停電対策として、一戸建て、マンションの新築時に太陽光パネルを設置することを義務付けるべきである。	市民等の住居に太陽光パネルを設置することを義務付けることは難しいものと考えています。 市が行う啓発活動の中で、市民には、停電にも留意した災害対策を実施することを呼び掛けます。	C

## **1.1 防災拠点施設の整備【統括班、財政班、各班】**

### 1 災害対策本部室の整備

災害対策本部を迅速に設置するため、あらかじめ設置場所や必要な備品等について整備しておく。

#### (1) 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として市庁舎内第二応接室とする。

ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、市民文化会館(八潮メセナ)、やしお生涯学習館(多目的室)又は八潮消防署(視聴覚会議室)、に設置する。

第1位 市庁舎内第二応接室

第2位 市民文化会館(八潮メセナ)

第3位 やしお生涯学習館(多目的室)

第4位 八潮消防署(視聴覚会議室)

#### (2) 通信設備の整備

災害対策本部にあっては、情報の収集・伝達等外部との連絡が不可欠であるため、あらかじめ以下の通信設備を整備する。

① 災害時優先電話

② 携帯電話

③ 衛星電話

④ 防災行政無線

⑤ ファクス

⑥ 総合行政ネットワーク及びインターネット等のデータ通信設備

⑦ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)

#### (3) 非常電源の確保

停電に備えて、平時から自家発電設備の点検整備を行う。また、浸水想定を考慮し、浸水対策に努めるものとする。

#### (4) 代替設置場所(代替施設)の整備

災害対策本部の設置場所である市庁舎が被災し、本部が設置できない事態が考えられるため、代替設置場所(施設)に関しても設備及び非常電源等を整備する。

## 1. 指定緊急避難場所の指定について

災害対策基本法は、市民の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、市町村に、避難場所に供する施設を指定することを義務付けています。

このことから、平成31年4月7日付けで全面開園した「中川やしおスポーツパーク」について、指定緊急避難場所に指定するものです。

### 災害対策基本法

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

## 2.1 中川やしおスポーツパークの概要

所在地：八潮市大字二丁目1585番地

用途：屋外体育施設

規模：23,046.8㎡

## 2.2 指定内容

面積：約23,046.8㎡

避難可能人数：7,500人（一人あたり約3㎡）

## 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

種別	No.	避難施設名	所在地	施設の利用可否								
				地震	利根川	江戸川	荒川	中川	綾瀬川	芝川・新芝川	元荒川・大崎川・新芳川※	
指定避難所・指定緊急避難場所	1	八條小学校	鶴ヶ曾根 1	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	2	潮止小学校	南川崎 822	○	3階	3階	3階	3階	3階	2階	1階	1階
	3	八幡小学校	中央 4-21-16	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	4	大曾根小学校	圀 527	○	3階	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	5	松之木小学校	緑町 3-9-1	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	6	中川小学校	大瀬 1516	○	3階	3階	1階	3階	1階	1階	1階	2階
	7	八條北小学校	八條 1150	○	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	8	大瀬小学校	大瀬 3-9-1	○	3階	3階	3階	3階	3階	2階	1階	1階
	9	大原小学校	八潮 7-42-1	○	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階
	10	柳之宮小学校	柳之宮 140	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	11	八潮中学校	中央 1-1-2	○	3階	3階	3階	3階	2階	1階	1階	1階
	12	大原中学校	八潮 5-9-1	○	3階	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	13	八條中学校	八條 555	○	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	14	八幡中学校	緑町 4-19-1	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	15	潮止中学校	古新田 530	○	3階	3階	3階	3階	3階	3階	1階	1階
	16	八潮高校	鶴ヶ曾根 650	○	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	17	八潮南高校	南川崎 519-1	○	3階	3階	3階	3階	3階	1階	1階	1階
指定緊急避難場所	18	八潮中央公園	中央 1-9	○	—	—	—	○	○	○	○	○
	19	大原公園	八潮 3-27	○	—	—	—	○	○	○	○	○
	20	八潮南公園	大瀬 1847-8	○	—	—	○	—	○	○	○	—
	21	大瀬運動公園	大瀬 1304	○	—	—	—	—	—	○	○	—
	22	下河原運動広場	鶴ヶ曾根 2213	○	—	—	—	—	○	○	○	○
	23	八条親水公園	八條 1620-3	○	—	—	—	—	○	○	○	—
	24	西袋陣屋公園	西袋 625	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	25	中川やしおフラワーパーク	木曾根 1009-1	○	—	—	—	—	○	○	○	○
	26	鶴ヶ曾根運動広場	鶴ヶ曾根 1535-1	○	—	—	—	—	○	○	○	○
	27	やしお駅前公園	大瀬 6-3-1	○	—	—	—	—	—	○	○	—
	28	中川やしおスポーツパーク	大字二丁目 1585	○	—	—	—	—	○	○	○	○
指定避難所	29	コミュニティセンター	八條665	○	—	—	—	—	1階	1階	—	
	30	八幡公民館	中央 3-32-11	○	—	1階	2階	1階	1階	1階	1階	
	31	老人福祉センター寿楽荘	木曾根 322	○	—	—	—	—	1階	1階	1階	
	32	資料館	南後谷 763-50	○	3階	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	33	八條公民館	八條 2753-46	○	—	—	—	—	2階	1階	2階	
	34	やしお苑	南川崎 210-1	○	2階	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	35	杜の家やしお	鶴ヶ曾根 567-1	○	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階

※：中川・綾瀬川を含む

○：使用可

—：使用不可

1階：1階以上利用可能、2階：2階以上利用可能、3階：3階以上利用可能

## 1. 概況

台風第19号は、10月6日にマリアナ諸島の海上で発生し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

神奈川県箱根町では、10日からの総雨量は1000mmに達し、関東甲信地方と静岡県との17地点では500mmを超えるなど記録的な大雨となり、埼玉県を含め13都県で特別警報が発表された。また、関東地方の7か所で最大瞬間風速40mを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測し、12日には千葉県市原市で竜巻とみられる突風が発生した。

## 2. 気象情報

### ■気象庁データ(越谷観測地点)

10月12日の降水量:222.0mm

1時間最大降水量:45.0mm (12日21:21)

最大瞬間風速:19.9m/s(12日22:20)

## 3. 配備体制

10月11日(金) 15時00分 気象情報連絡会議

10月12日(土) 8時30分 自主警戒体制

10時00分 災害対策本部設置

10月13日(日) 20時10分 災害対策本部閉鎖

管理職 90名、一般職 141名で対応にあたる

## 4. 主な対応内容

- ・避難所設置(15か所、最大避難者数625名)
- ・土のう配布、作成【要請239件(4,287袋)】
- ・現場調査、通行止め等の処置、危険排除
- ・災害情報の発信(防災行政無線、市ホームページ、やしお840メール配信サービス、エリアメール、Lアラート、BizFAX、yahoo!防災速報、消防団)
- ・電話対応(避難所、道路冠水、危険排除について等)

## 5. 台風発生後の動き

10/6(日)	台風第19号がマリアナ諸島の東海上で発生
10/9(水)～	市ホームページ等により市民へ注意喚起を実施
10/11(金)	
15:00	気象情報連絡会議
10/12(土)	
4:06	大雨警報発表
7:24	洪水警報発表
8:30	自主警戒体制
9:00～	自主避難所を順次開設
10:00	災害対策本部設置(避難所を順次開設)
12:05	暴風警報発表
16:20	綾瀬川の水位が危険度レベル3(避難判断水位)を超過
18:00	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 発令 (南後谷・柳之宮・西袋・大曾根・浮塚地区)

20:50	中川の水位が危険度レベル3(避難判断水位)を超過
21:30	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 発令 (八條(入谷・高木・和耕)地区)
10/13(日)	
0:40	大雨警報・暴風警報解除
6:27	市内避難者数は、0名となる
8:30	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 解除 (南後谷・柳之宮・西袋・大曾根・浮塚地区)
20:00	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 解除 (八條(入谷・高木・和耕)地区)
20:10	市内避難所閉鎖 災害対策本部閉鎖
10/19(土)	
	八潮市が災害救助法に適用される(法適用日10月12日)

## 6. 被害状況

種別	件数	概要
人的	2件	中等症:1名、軽症:1名
住家	37件	一部損壊:25件、その他一部損壊に至らないもの:9件、床下浸水:3件
非住家(公共建物)	1件	一部損壊:1件(中馬場保育所)
非住家(その他)	24件	全壊:2件、一部損壊:20件、床下浸水:2件
道路	3件	通行止め:3か所(新町2か所、木曾根～南川崎1か所)

## 7. 課題・検討

市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設状況や避難時の持ち物、ペットの同行避難の可否などの周知が不十分</li> <li>・要配慮者等を考慮した上での避難情報を発令するタイミング</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営にあたる職員の知識、経験の不足</li> <li>・備蓄物資の把握、要配慮者への支援等</li> </ul>
職員の従事体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における職員の参集</li> <li>・避難所対応職員の人員配置</li> <li>・本部と各担当(現場調査、避難所対応等)との情報共有の不足</li> </ul>